岩手県告示第255号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		変更年月日
			変更前	変更後	
医療法人楽山会	釜石市小佐野町四丁目	はまゆり在宅介護	釜石市小佐野町四	釜石市小佐野町	平成 14 年 7 月 19 日
	3番7号	支援センター	丁目3番7号	三丁目9番1号	